Q: 8 『アップグレード』との表示について

当社企画実施の「テーマパークへの旅」(宿泊プランとJRセットプラン)の参加者で複数日入園できる入園券(パスポート)が付いたプランにお申込みいただくと、もう1日楽しめる入場券にアップグレードする「"プラス1デー"キャンペーン」を実施する予定です。

これは、いわゆる「増量割引」であり、景品規制を受けないと考えてよろしいでしょうか。

また、「本商品でお申し込みいただくと無料で1日多く遊べちゃう!!」というキャッチコピーを入れようと思いますが、他社でも同様の企画がある場合、問題となるでしょうか。

A :

「アップグレード」という表示をすると景品類に該当します。【運用基準5 (2)】 ※ 運用基準には、『アップグレード』との例示はなされていませんが、消費者庁は「プレゼント」等と同様に一般消費者が『景品』と認識する表現であるとの考えを示しています。したがって、参加者全員を対象にするのであれば、総付景品の規制対象となります。【規約第3条(2)、運用基準9】

ご質問にある「増量割引」は、ある商品の購入者に対して同一商品を付加することをいいます。(【基準5(2) ただし書き】)

ご相談のケースは募集型企画旅行契約の旅行サービスの内容の一部(入園券)を1日券から2日券にするということなので、増量割引には当りません。旅行日程に表示された航空機の座席を「エコノミークラス」から「ビジネスクラス」にグレードアップという場合も同様に考えます。

他社でも同様の企画をしているのであれば、「本商品でお申し込みいただくと」という表示は、当社の独自の景品提供企画であるとの誤認を与えるおそれがあります。

【表示規約第8条(1)】

なお、ご相談のケースについては、貴社企画実施の「テーマパークへの旅」の販売期間の一部の期間に申込のあった方に対してキャンペーンを実施する場合は、不当表示の問題は生じませんが、すべての期間において当該サービスを提供する場合は、本来の旅行サービスに含まれているものでありますので、不当表示となるおそれがあります。【表示規約第14条(2)】